

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備の推進

平成 30 年 1 月

総 務 省

「青少年インターネット環境整備法」について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

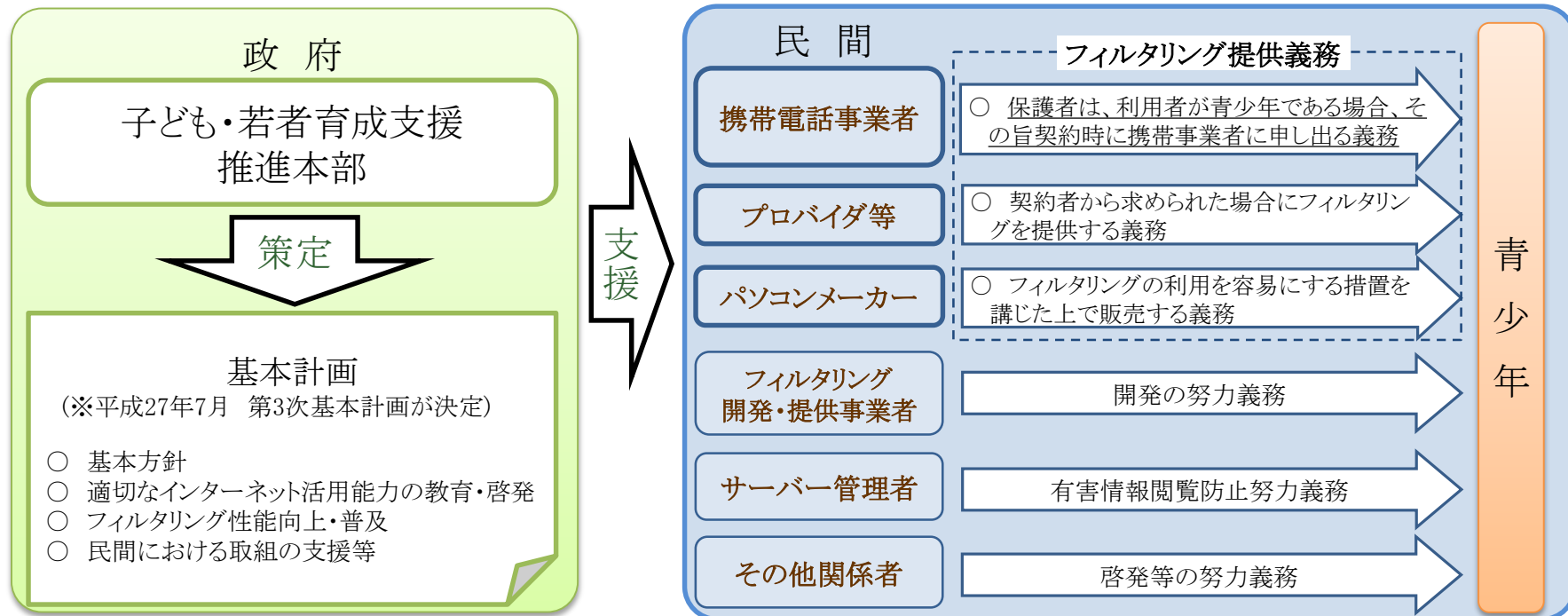
■ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(「青少年インターネット環境整備法」)は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され、平成20年6月成立(平成21年4月施行)。

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

フィルタリング等の推進

民間主導(国等は支援)



青少年インターネット環境整備法(改正の概要)

※ 第193回通常国会に衆議院内閣委員会委員長提案として提出され、可決・成立。(H29.6.16)

【現行法の内容】

携帯電話事業者に対して、契約者又は端末(携帯電話端末・PHS)の利用者が青少年(18歳未満)の場合、(保護者が不要を申し出た場合を除き)フィルタリングサービスの利用を条件として、通信サービスを提供することを義務付け 等

【改正の内容】

1. 携帯電話事業者及び代理店に対して、上記義務に加え、新規・変更契約時に下記を義務付け

青少年確認

契約締結者又は端末の利用者が18歳未満か確認

フィルタリング説明

①青少年有害情報を読覧するおそれ、②フィルタリングの必要性・内容を保護者又は青少年に対し、説明

フィルタリング有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアの設定を行う。

(有効化措置)



①フィルタリングソフトウェアの操作のためのパスワード等の設定

②フィルタリングレベルの設定(高校生・中学生モード等の選択)



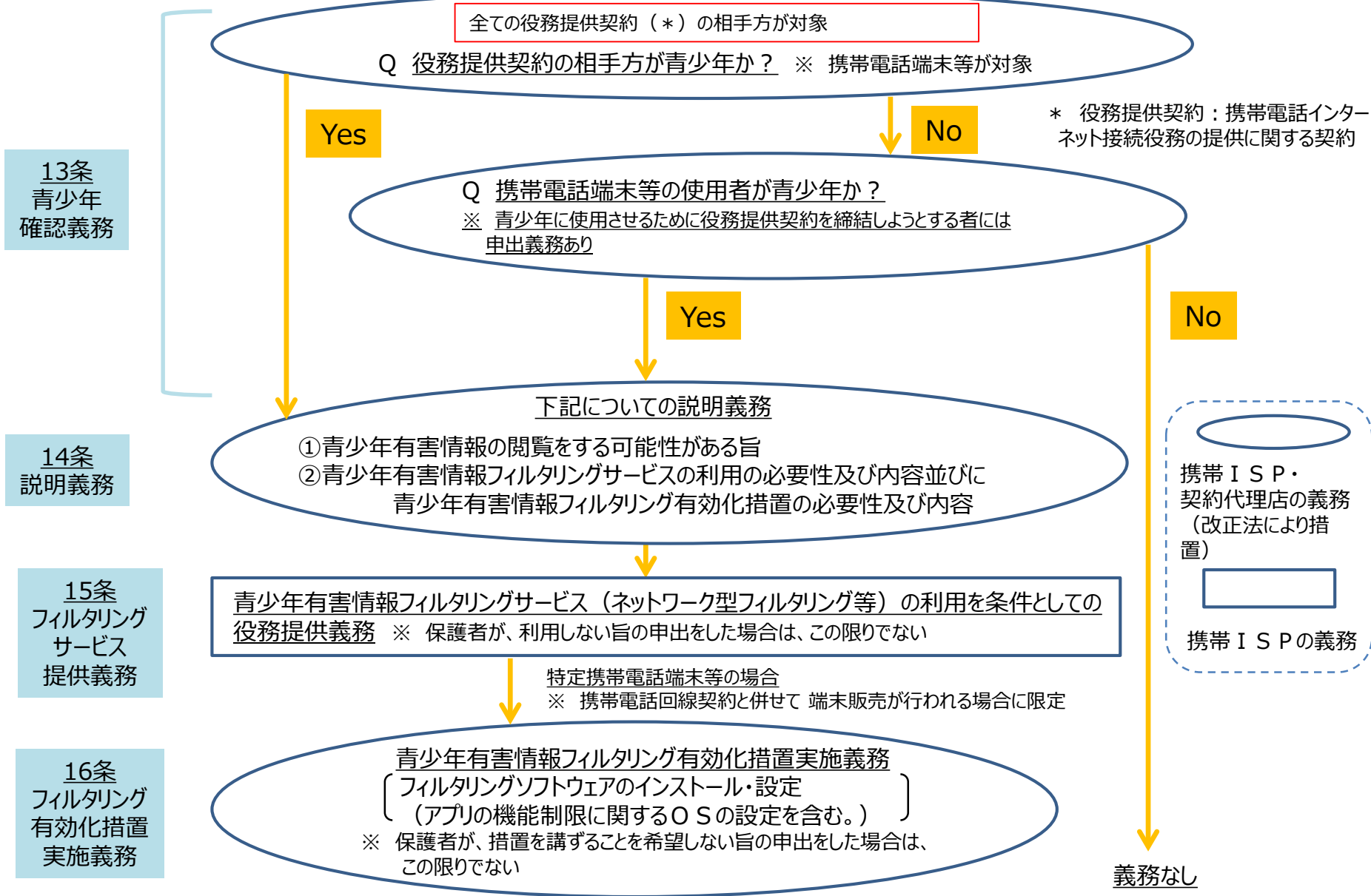
2. フィルタリング義務の対象機器を携帯電話・PHSに加え、データ通信用端末(タブレット等)に拡大

(注) その他

- ① パソコンメーカー等に加え、携帯電話端末の製造事業者に対してフィルタリングソフトウェアのプリインストール等フィルタリング容易化措置を義務付け
- ② OS開発事業者に対してフィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置を円滑に行えるようOSを開発する努力義務

■ 施行期日: 公布の日(H29.6.23)から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日(H30.2.1施行)

新たな青少年有害情報閲覧防止措置のイメージ



青少年有害情報の閲覧防止措置と対象機器のイメージ

閲覧防止のための 義務の内容	(旧17条)				(旧18条)	(旧19条)	
	13条 青少年 確認義務	14条 説明義務	15条 フィルタリング サービス 提供義務	16条 フィルタリング 有効化 措置義務	17条 フィルタリング 提供義務	18条 フィルタリング利用 容易化措置義務	19条 容易化措置 円滑化の 努力義務
義務主体	携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店 ※15条は前者のみ。				インターネット接続 役務 提供事業者	製造 事業者	OS開発 事業者
特定携帯電話端末等 (携帯電話回線によるネット接続可能、端末販売が回線契約と併せて行われる場合)							
スマートフォン	○	○	○	○	○	○	○
タブレット (Cellular+Wi-Fiモデル)	○	○	○	○	○	○	○
携帯電話端末等 (携帯電話回線によるネット接続可能、端末側のフィルタリングの設定不要)							
従来型ガラケー・PHS	○	○	○	×	○	○	○
携帯電話端末等 (携帯電話回線によるネット接続可能、端末販売が回線契約と別々に行われる場合)							
持込みのスマホ端末	○	○	○	×	○	○	○
一部の携帯ゲーム機	○	○	○	×	○	○	○
その他インターネット接続機器 (携帯電話回線接続不可)							
デスクトップパソコン							○
タブレット (Wi-Fiモデル)	×	×	×	×	○	○	○
多くの携帯ゲーム機、 携帯音楽プレーヤー等							○

※斜線部分：改正法で新たに義務の対象となったもの。

※フィルタリング有効化措置義務の対象外の機器についてのフィルタリングの在り方についての検討規定あり

利用者に使いやすいフィルタリングの実現

1 フィルタリングサービスの名称とアプリアイコンを統一

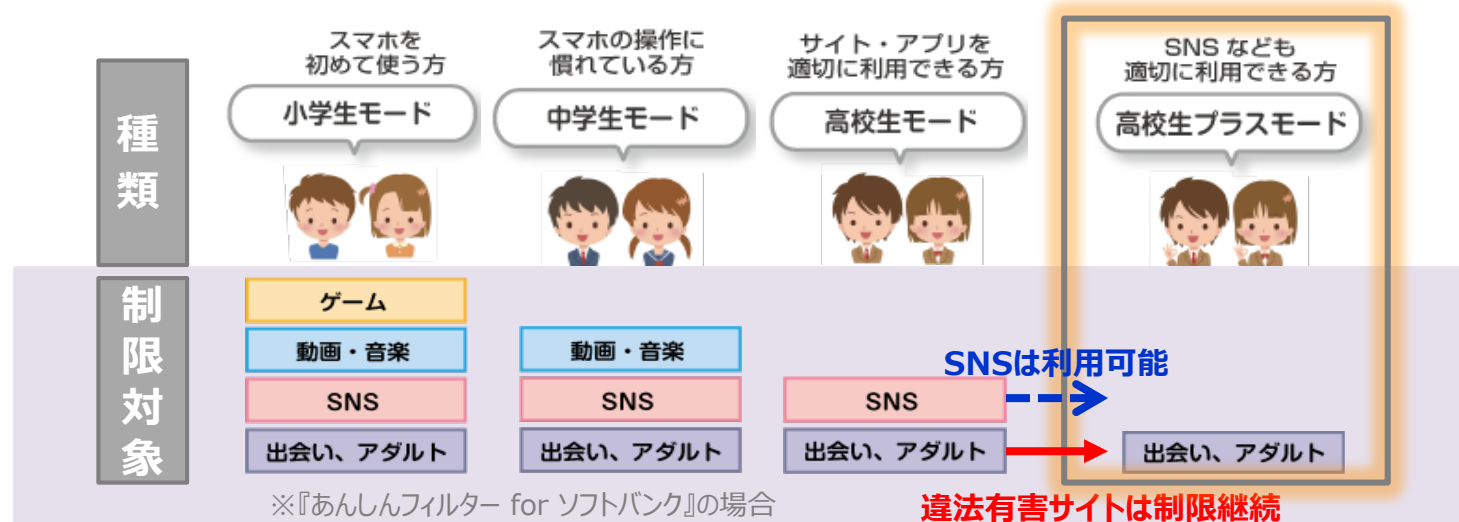
電気通信事業者協会及び携帯電話事業者各社は、フィルタリングサービスの分かりやすさの向上とより一層の普及を図るため、スマートフォン等のフィルタリングサービスの名称及びアプリアイコンを統一（平成29年3月～）。

キャリア	Android			iOS		
	web	無線LAN	アプリ	web	無線LAN	アプリ
  	  あんしんフィルター for (キャリア名、ブランド名)			 iOS 機能制限		

電気通信事業者協会 報道資料「スマートフォン等のフィルタリングサービスの名称及びアプリアイコンの統一について」【抜粋】

2 高校生プラスの導入

ノーガード層への最低限の保護手段を提供するためのフィルタリングレベル「高校生プラス」を導入。



子どもたちのインターネットの安全な利用を目的に、インターネットの「影」の部分の存在も理解し、適切に対応可能とするための講座を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。

実施主体

一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)

協力団体

通信事業者等民間団体（359社）、公益法人（17団体）、
政府（総務省及び文部科学省）、自治体（47団体）、その他（56団体）

対象者

小中高生・保護者・教職員等

28年度より対象学年を小学3年生以上に引き下げ。（従前は小学5年生以上）
30年より、少年院や少年鑑別所に収容された青少年に対しても講座を実施。

講座内容

ネット依存、ネットいじめ、ネット誘引（誘い出し・なりすまし）、
ネット詐欺等のトラブル事例を用いて、予防と対応策に係る講座を実施。
28年度よりフィルタリングに特化した講座を新設。

費用

無料




実績

28年度は全国で1755件の講座を実施、32万人が受講。



e-ネットキャラバン講座実施の様子

e-ネットキャラバンPlus講座について

講座	『e-ネットキャラバン講座（e-ネット安心講座）』			『e-ネットキャラバンPlus講座』	
				標準（セット版）	フル版
対象	児童・生徒向け			保護者・教職員向け	
	小学生（中学年）向け	小・中学生向け	中・高校生向け		
学年等	小学3～4年生	小学5～6年生 中学1年生(1学期)	中学1～3年生 高校1～3年生	保護者・ 教職員	
					
					
時間	45分		50分	60分～90分 60分の例 = 安心講座(40分) + Plus(20分)	
内容	「危険の実態（事例）」「予防・対策」「心構え」			「フィルタリングや 端末の設定概要」	
講師	「講師認定講習会受講後、登録申請のあった方」			左記の内、『eキャラPlus講師認定 講習会を受講後、登録申請のあ った方』	
謝礼等	無料			無料	

※最寄り駅から会場までの送迎をお願いする場合があります。

- 平成29年12月1日から平成30年5月31日まで、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」として、内閣府その他の関係省庁、自治体、関係団体等と連携し、フィルタリングの利用促進及びいわゆるインターネットリテラシーの向上に一層重点を置いた啓発活動等を集中的に実施(平成29年11月29日に関係省庁より報道発表)。

※ 関係省庁：内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省・厚生労働省

- これは、例年2月1日～5月末まで「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として実施していたものを、座間市の事件を受けて、前倒し実施するもの。

■ 啓発活動の例

◎ メディア等を利用した周知啓発

自治体広報資料への記事の掲載や、スタジアムの電光掲示板を利用した啓発活動 等

(例) 北海道内の自治体広報誌に啓発資料を掲載

◎ 研修会、説明会の開催

保護者を対象とした研修会や、スマホの実機による体験型研修会の開催 等

(例) 平成29年12月11日に、保護者100人を対象とした「e-ネット安心講座」でSNSのトラブルについて研修会を開催

◎ イベント(周知活動)の実施

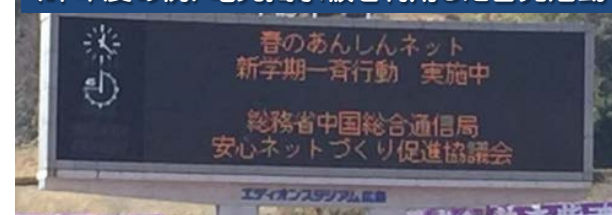
小中高校生が意見を発表するサミットや、ショッピングモール等のブースでスマホの安全な使用方法等の周知啓発するイベントの実施 等

(例) 平成29年12月10日に、OSAKAスマホサミットで、小中高校生が「スマホを適切に利用するための対応策」等を発表

※ 総務省から事業者団体等への要請

大手携帯事業者3社、(一社)電気通信事業者協会、(一社)全国携帯電話販売代理店協会、(一社)テレコムサービス協会に対して、積極的なフィルタリングの利用、学校や地域団体等との連携によるリテラシーの向上等に関する取組の実施を要請(平成29年11月29日に通知を发出)。

(昨年度の例) 電光掲示板を利用した啓発活動



- インターネットを利用した犯罪は年々増加しており、その犯罪の手口やトラブルの原因も多様化している。
- 子どものインターネット利用をめぐる環境変化に適時適切に対応するため、発生するトラブルの傾向や実態及び最新の事例について、継続的な調査を実施していくことが必要。



学校の教職員、専門家等のヒアリングを通じて、実際に起きたトラブルの事例を調査し、その予防及び対処法をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21年より毎年作成。

※ 平成29年12月には、SNS等を利用したネットによる誘い出しとそれに伴う犯罪被害の防止のため、新たなトラブル事例やSNSを利用する際の注意点を記載した、『インターネットトラブル事例集（平成29年度版）追補版』を作成。

（事例集からの抜粋） ネット依存：スマホの過度な使用による日常生活への支障

友人とのトークが深夜まで連日続き



寝る時間だけど、あと少しだけ。

無料通話アプリを使った友人とのトークが大好きなAさん。毎回、トークを終わらせるタイミングがわからず、夜遅くまでスマホを使う日々が続きました。

睡眠不足になってしまった



Aさんは、睡眠不足で朝がつかなくなり、授業にも集中できなくなりました。体調や成績に悪影響が出ているのに、友人とのトークはやめられません。

解説

四六時中、気付くとスマホを手にしている

無料通話アプリやSNS、ゲーム、動画など、楽しく魅力的なことがいろいろできるスマホですが、使い過ぎには要注意。勉強や食事をしていてもスマホが気になる、歩行中もスマホから目が離せない、そんな依存傾向のある子供が増えています。

自分をコントロールできずスマホを長時間使うようになれば、当然、勉強に充てる時間が減ります。適切な使い方ができるよう、利用のルールを決め、保護者が利用状況を把握するよう心掛けましょう。利用時間を制限するアプリを利用することも一つの方法です。

○ インターネットトラブル事例集の活用先

教職員研修センター、学校、消費生活センター、自治体等において、教職員研修、保護者会、相談窓口での相談対応、住民への啓発用（広報誌掲載）等、様々な方法で活用。総務省のホームページからダウンロード可能。

1. 概要

情報通信を安心・安全に利用するためのルールやマナー、情報セキュリティ等に関して、**標語を募集し、受賞作品を用いた啓発活動(※)を行う**ことを通じ、初心者を含む**情報通信利用者の意識向上を図ることを目的**とし、**平成20年度から実施**。(平成29年12月～平成30年2月：標語募集、平成30年6月：表彰式)

(※) 受賞作品からポスターやしおりを作成し、配布。

2. 体制

実施主体：情報通信における安全安心推進協議会
(事務局) 一般財団法人マルチメディア振興センター (FMMC)
(会 員) 通信事業者、通信機器メーカーほか
後 援：総務省、文部科学省



3. 総務大臣賞の表彰

優秀作品の中から「**総務大臣賞**」(学校部門及び個人部門各1点)等を選定し、表彰。

【平成29年度 総務大臣賞受賞作品】

学校部門 「SNSでも ポジティブ言葉で わたしから」 (都城聖ドミニコ学園高等学校)

個人部門 「しのぶれど 世に出でにけり 我が書き込み」 (長野県 宮田 明 中学校技術家庭科教諭)